



時間講師の懲戒処分について

本日、東京都より、地方公務員法に基づき、区立学校に勤務していた時間講師（都雇用）の懲戒処分が公表されましたのでお知らせします。

1 被処分教員

- (1) 氏 名 阿部 優介
- (2) 学校名 杉並区立荻窪中学校
- (3) 職 名 時間講師
- (4) 年 齢 28歳
- (5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和5年3月29日

4 処分理由

令和4年6月21日、電車内において、左側に立っていた女性のスカート内の下着等を撮影する目的で、左足の靴内に設置した小型カメラを同スカート内に差し向け、同スカート内を撮影した。

5 区の対応

- ・学校から一斉メール配信システム等により、処分公表の内容や今後の学校の対応、お詫びを保護者へ連絡。
- ・生徒の心のケアなどを丁寧に行う。
- ・教育委員会として、服務規律の一層の確保と、綱紀粛正の徹底を図る。

【白石高土教育長のコメント】

子どもたちの模範となるべき存在であるにもかかわらず、このような悪質な行為を行ったことは絶対に許されるものではありません。区立学校に対する信頼を揺るがすこととなってしまい、心よりお詫びを申し上げます。今後、厳正な服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ先】

教育人事企画課 TEL 03-3312-2111（内線1651）